

◎特定人権侵害行為への対処に関する法律案 新旧対照表
 ○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 我が国の平和及び安全の維持等のための措置（第十条―第十五条）</p> <p>第三章～第九章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 我が国の平和及び安全の維持等のための措置</p> <p>第十条 我が国の平和及び安全の維持又は特定人権侵害行為への対処に関する法律（令和四年法律第 号）第二条に規定する特定人権侵害行為への対処のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第六項、第四十八条第三項及び第五十二条の規定による措置をいう。以下この条及び第五十三条第二項において同じ。）を講ずべきことを決定することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十条―第十五条）</p> <p>第三章～第九章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置</p> <p>第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第六項、第四十八条第三項及び第五十二条の規定による措置をいう。）を講ずべきことを決定することができる。</p>

2| 前項の閣議決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(新設)

- 一 対応措置を講ずべき理由
- 二 講ずべき対応措置の内容
- 三 対応措置を講ずべき期間
- 四 その他対応措置の実施に関し必要な事項

3| 政府は、第一項の閣議決定に基づき対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2| 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

4| 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

3| (同上)

(制裁)

(制裁)

第五十三条 (略)

第五十三条 (略)

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年（対応措置（第四十八条第三項又は前条に係るものに限る。）に違反した者にあつては、三年）以

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年（第十条第一項に規定する対応措置（第四十八条第三項又は前条に係るものに限る。）に違反した

内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

3・4 (略)

者にあつては、三年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

3・4 (略)

改正案	現行
<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 次のイからニまでに掲げる者で、それぞれ当該イからニまでに定める期間を経過していないもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ <u>第二十四条第一項各号</u>（第四号才からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの 退去した日から五年</p> <p>ハ <u>第二十四条第一項各号</u>（第四号才からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロに掲げる者を除く。） 退去した日から十年</p> <p>ニ （略）</p> <p>九の二 （略）</p> <p>十 <u>第二十四条第一項第四号才</u>からヨまでのいずれかに該当して</p>	<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 次のイからニまでに掲げる者で、それぞれ当該イからニまでに定める期間を経過していないもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ <u>第二十四条各号</u>（第四号才からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの 退去した日から五年</p> <p>ハ <u>第二十四条各号</u>（第四号才からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロに掲げる者を除く。） 退去した日から十年</p> <p>ニ （略）</p> <p>九の二 （略）</p> <p>十 <u>第二十四条第四号才</u>からヨまでのいずれかに該当して本邦か</p>

本邦からの退去を強制された者

十一〜十四 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、法務大臣は、閣議の決定を経て特定人権侵害行為(特定人権侵害行為への対処に関する法律(令和四年法律第 号)第一条に規定する特定人権侵害行為をいう。第二十四条第二項において同じ。)に關与する者として指定をする者の上陸を拒否することができる。

4 法務大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。

(在留カードの有効期間)

第十九条の五 (略)

2 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第六項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第一項第四号ロ及び第二十六条第四項において同じ。)の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第六項の規定により在留することができる期間の終

らの退去を強制された者

十一〜十四 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(在留カードの有効期間)

第十九条の五 (略)

2 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第六項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号ロ及び第二十六条第四項において同じ。)の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第六項の規定により在留することができる期間の終了の時

了の時までの期間とする。

(退去強制)

第二十四条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法務大臣は、閣議の決定を経て特定人権侵害行為に関与する者として指定をする者について、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

3 法務大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。

第二十四条の二 法務大臣は、前条第一項第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。

2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第一項第三号の二の規定による認定に関し法務大臣に意見を述べることができる。

(出国命令)

第二十四条の三 第二十四条第一項第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの(以下「出国命令対象者」という。)について

までの期間とする。

(退去強制)

第二十四条 (略)

(新設)

(新設)

第二十四条の二 法務大臣は、前条第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。

2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第三号の二の規定による認定に関し法務大臣に意見を述べることができる。

(出国命令)

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの(以下「出国命令対象者」という。)については、同

は、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 (略)

二 第二十四条第一項第三号から第三号の五まで、第四号ハからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三〇五 (略)

(違反調査)

第二十七条 入国警備官は、第二十四条第一項各号のいずれかに該当し、又は同条第二項の指定を受けていると思料する外国人があるときは、当該外国人（以下「容疑者」という。）につき違反調査をすることができる。

(臨検、搜索及び押収)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条第一項各号のいずれかに該当し、又は同条第二項の指定を受けていると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを

条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 (略)

二 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三〇五 (略)

(違反調査)

第二十七条 入国警備官は、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人があるときは、当該外国人（以下「容疑者」という。）につき違反調査をすることができる。

(臨検、搜索及び押収)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又

認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならぬ。

4・5 (略)

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条第一項各号のいずれかに該当し、又は同条第二項の指定を受けていると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

2 (略)

(要急事件)

第四十三条 入国警備官は、第二十四条第一項各号のいずれかに明らかに該当する者又は同条第二項の指定を受けていることが明らかかな者が収容令書の発付を待っているに逃亡のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、収容令書の発付を待たず

は住居その他の場所について捜索しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならぬ。

4・5 (略)

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

2 (略)

(要急事件)

第四十三条 入国警備官は、第二十四条各号の一に明らかに該当する者が収容令書の発付をまつていては逃亡の虞があると信ずるに足りる相当の理由があるときは、収容令書の発付をまたずに、その者を収容することができる。

に、その者を收容することができる。

2・3 (略)

(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは、容疑者が退去強制対象者(第二十四条第一項各号のいずれかに該当し、又は同条第二項の指定を受け、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。)に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

2 (略)

(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一項第一号(第三条第一項第二号に係る部分を除く。)又は第二号に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条第一項各号のいずれにも該当せず、又は同条第二項の指定を受けていないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2・3 (略)

(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは、容疑者が退去強制対象者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。)に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

2 (略)

(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号(第三条第一項第二号に係る部分を除く。)又は第二号に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2・5 (略)

(口頭審理)

第四十八条 (略)

2・5 (略)

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実相違すると判定したとき（容疑者が第二十四条第一項各号のいずれにも該当せず、又は同条第二項の指定を受けていないことを理由とする場合に限り。）は、直ちにその者を放免しなければならない。

7・9 (略)

(異議の申出)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条第一項各号のいずれにも該当せず、又は同条第二項の指定を受けていないことを理由とするものに限り。）が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

5・6 (略)

2・5 (略)

(口頭審理)

第四十八条 (略)

2・5 (略)

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実相違すると判定したとき（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限り。）は、直ちにその者を放免しなければならない。

7・9 (略)

(異議の申出)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限り。）が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

5・6 (略)

(送還の義務)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 (略)

二 第二十四条第一項第五号から第六号の四までのいずれかに該当して本邦からの退去強制を受けた者

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条第一項各号のいずれかに該当して、又は同条第二項の指定を受けて退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの

2・3 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇ひ護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者

(送還の義務)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 (略)

二 第二十四条第五号から第六号の四までのいずれかに該当して本邦からの退去強制を受けた者

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの

2・3 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇ひ護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者

以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得
 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定
 住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一・二 (略)

三 第二十四条第一項第三号から第三号の五まで又は第四号ハか
 らヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 (略)

2 5 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六
 十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外
 国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に
 本邦に滞在することを許可するものとする。

一 四 (略)

五 第二十四条第一項第三号から第三号の五まで又は第四号ハか
 らヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当
 の理由があるとき。

六 九 (略)

2 5 (略)

以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得
 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定
 住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一・二 (略)

三 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨま
 でに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 (略)

2 5 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六
 十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外
 国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に
 本邦に滞在することを許可するものとする。

一 四 (略)

五 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨま
 でに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由
 があるとき。

六 九 (略)

2 5 (略)

(退去強制手続との関係)

第六十一条の二の六 第六十一条の二の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条第一項各号のいずれかに該当していたこと又は同条第二項の指定を受けていたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続(第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。)を行わない。

2 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条第一項各号のいずれかに該当し、又は同条第二項の指定を受けていると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3・4 (略)

(通報)

第六十二条 何人も、第二十四条第一項各号のいずれかに該当し、又は同条第二項の指定を受けていると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。

2・5 (略)

(退去強制手続との関係)

第六十一条の二の六 第六十一条の二の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続(第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。)を行わない。

2 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3・4 (略)

(通報)

第六十二条 何人も、第二十四条各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。

2・5 (略)

第九章 罰則

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一項
第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者
は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第九章 罰則

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号
又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三
年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)(附則第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国の施策) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、第一項第十三号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) <u>第二十四条第一項第三号の四イ</u>に規定する不法就労活動をいう。)を防止し、労働力の不適正な供給が行われなようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>(国の施策) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、第一項第十三号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) <u>第二十四条第三号の四イ</u>に規定する不法就労活動をいう。)を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。</p>

○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退去強制の特例） 第二十二條（略） 一～四（略） 2（略） 3 特別永住者に関しては、入管法第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項及び第六十二條第一項中「第二十四條第一項各号のいずれかに該当し、又は同條第二項の指定を受けている」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二條第一項各号のいずれかに該当する」と、入管法第四十三條第一項中「第二十四條第一項各号のいずれかに明らかに該当する者又は同條第二項の指定を受けていることが明らかでない」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二條第一項各号のいずれかに明らかに該当する」と、入管法第四十五條第一項中「退去強制対象者（第二十四條第一項各号のいずれかに該当し、又は同條第二項の指定を受け、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。）」とあり、並びに入管法第四十七條第三項、第五十五條の二第四項及び第六十三條</p>	<p>（退去強制の特例） 第二十二條（略） 一～四（略） 2（略） 3 特別永住者に関しては、入管法第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十七條第一項、第四十八條第六項、第四十九條第四項及び第六十二條第一項中「第二十四條各号」とあり、入管法第四十五條第一項中「退去強制対象者（第二十四條各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。）」とあり、並びに入管法第四十七條第三項、第五十五條の二第四項及び第六十三條第一項中「退去強制対象者」とあるのは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二條第一項各号」とする。</p>

第一項中「退去強制対象者」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二條第一項各号のいずれか」と、入管法第四十七條第一項、第四十八條第六項及び第四十九條第四項中「第二十四條第一項各号のいずれにも該当せず、又は同條第二項の指定を受けていない」とあるのは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二條第一項各号のいずれにも該当しない」とする。

○武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（入管法の特例）</p> <p>第百七十八条 入管法第六十三条第一項の規定は、<u>入管法第二十四条第一項各号（第一号及び第二号を除く。）</u>のいずれかに該当し、<u>又は同条第二項の指定を受けている外国人</u>について捕虜収容所において抑留令書による抑留の手続が行われる場合について準用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（入管法の特例）</p> <p>第百七十八条 入管法第六十三条第一項の規定は、<u>入管法第二十四条各号（第一号及び第二号を除く。）</u>のいずれかに該当する外国人について捕虜収容所において抑留令書による抑留の手続が行われる場合について準用する。</p> <p>2 （略）</p>